

社会福祉法人 東白川福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかん問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬等は、社会福祉法人東白川福祉会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。ただし、役員の報酬等は、社会福祉法人東白川福祉会定款第22条に定めるとおり、評議員会で定める総額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年3月28日(評議員会の議決日)から施行する。